おいて準用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書、旧法第四十二条第十一項（旧法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書又は旧法第四十二条第二十三項（旧法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する収納関係措置期限延長届出書については、なお従前の例による。

5　新規則第二十二条第九項、第二十三条から第二十六条まで、第二十八条並びに第三十条第八項及び第九項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する新法第四十二条第二十七項（新法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の届出書、施行令第二十条第二項の書類又は新法第四十三条第五項（新法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）、第四十六条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十八条の二第二項若しくは施行令第三十条第三項若しくは第四項の申請書について適用し、同日前に提出した旧法第四十二条第二十七項（旧法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の届出書、施行令第二十条第二項の書類又は旧法第四十三条第五項（旧法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）、第四十六条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十八条の二第二項若しくは施行令第三十条第三項若しくは第四項の申請書については、なお従前の例による。

6　新規則附則第四項、第五項及び第八項（新規則附則第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新規則附則第四項若しくは第五項の規定により提出する届出書又は新規則附則第八項の規定により提出する申請書について適用し、同日前に改正前の相続税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第四項若しくは第五項の規定により提出した届出書又は旧規則附則第八項（旧規則附則第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（管理処分不適格財産に関する経過措置）

第四条　新規則第二十一条第八項の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に提出される新法第四十二条第一項（新法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項の申請書に係る物納の許可について適用し、同日前に提出された旧法第四十二条第一項（旧法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項の申請書に係る物納の許可については、なお従前の例による。

（調書提出の限度等に関する経過措置）

第五条　新規則第三十条第三項（第五号ロ(3)及び(4)並びにハ(4)に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に新法第五十九条第二項第二号又は第三号に掲げる事由が生ずる場合について適用する。

（事業が適正に行われていると認められる場合に関する経過措置）

第六条　新規則附則第七項の規定は、平成二十九年一月二日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（相続税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　相続税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項第五号ロ(3)の改正規定中「同号ロ(3)中」の下に「「第五十九条第二項第二号」を「第五十九条第三項第二号」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、同号ロ(5)中」を加える。

第三十条第一項を同条第三項とし、同項の前に二項を加える改正規定のうち同条第二項中「この項及び第四項」を「この条」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

○財務省令第十九号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項中」を「第一項中」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号イに定める書類は、その登記が法別表第一第一号、第二号、第五号又は第八号㈠若しくは㈡に掲げる登記である場合においては、同項第二号イに掲げる法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（会社法人等番号）他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）を記載した書類をもつてこれに代えることができる。

第十条を次のように改める。

第十条　法別表第三の二十四の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる不動産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法別表第三の二十四の項の第三欄に規定する病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の用に供する不動産　その登記に係る不動産が同欄に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により同欄に規定する病院若しくは診療所又は介護老人保健施設に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

二　法別表第三の二十四の項の第三欄に規定する特別養護老人ホーム（以下この号において「特別養護老人ホーム」という。）の用に供する不動産　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　特別養護老人ホームの用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の二十四の項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により特別養護老人ホームに係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

ロ　特別養護老人ホームの用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の二十四の項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

ハ　特別養護老人ホームの用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の二十四の項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○財務省令第二十号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに同令附則、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第二項及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の規定に基づき、並びに消費税法を実施するため、消費税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎